

## 福島県女性医師等就労環境改善事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図るため、復職研修や仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行う病院（医療法第1条の5第1項に規定する病院。以下「補助事業者」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象等)

第2条 補助の対象となる女性医師等就労環境改善事業とは、復職研修や医師が仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場の環境整備について、次の(1)から(4)に掲げる内容若しくは、その他補助事業者の就労環境の改善に効果的であると知事が認める事業とする。

(1) 復職研修

ア 再就業を支援するための復職研修の実施

(2) 勤務条件の緩和

ア 育児中の医師に対する短時間勤務の実施

イ 育児中の医師に対する時間外勤務（休日・当直等）の免除

ウ 育児中の医師に対するオンコール待機業務の免除

エ 育児中の医師に対する複数主治医制度の導入

(3) 働きやすい職場環境の整備

ア 保育所以外の育児支援（ベビーシッターの雇上等）

イ 育児中の医師専任の事務補助担当者の配置

(4) その他

ア 就労環境改善委員会の設置（働きやすい職場環境整備に係る検討）

2 事業の補助対象期間は、申請する日の属する年度の4月1日からとする。

(補助額)

第3条 補助金は、当該事業に要する経費について、補助事業者に対して交付するものとし、その額は、次により算出した額の範囲内において知事が定める額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して

少ない方の額を選定する。

- (2) 前号により選定された額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に別表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

- 2 県は、補助金等の交付の決定をした場合は、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第5条 規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 2 規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、別表に定める対象経費の20%以内の変更とする。

(変更等の承認)

第7条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県女性医師等就労環境改善事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第8条 規則第8条第1項の規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算払の方法により補助金を交付することができる。

- 2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、福島県女性医師等就労環境改善事業費補助金概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(事業完了報告)

第10条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県女性医師等就労環境改善事業完了報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条の規定に基づく実績報告は、福島県女性医師等就労環境改善事業費補助金実績報告書（第5号様式）を事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して20日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日（補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月20日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の交付の請求)

第12条 補助金交付の決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業を完了した場合は、第11条の実績報告書に併せて、福島県女性医師等就労環境改善事業費補助金交付請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具その他の備品とする。
- 3 補助事業者は、補助事業が完了した後も、当該事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- 4 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(会計帳簿の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額)

第15条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第8号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

附 則

この要綱は、平成23年11月30日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月14日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月4日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月6日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年11月30日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。

別表

補助金交付の算定基準

1 事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
女性医師等就労環境改善事業	1 か所当たり 11,140 千円	<p>(1)復職研修経費 復職研修に取り組むために必要な報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料（上記経費に該当するもの）</p> <p>(2)就労環境改善経費 就労環境改善に取り組むために必要な代替職員経費<sup>(注)</sup>（謝金、人件費、手当）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、助成金、委託料（上記経費に該当するもの）</p> <p>(注) 代替職員経費は、女性医師等の短時間勤務や宿日直免除等の利用に伴う代替医師の人件費等とし、代替として勤務した部分に限る。</p>	2分の1